

時間外選定療養費の改定について

夜間・休日など時間外に受診された患者さんには、時間外選定療養費をご負担いただいておりますが、徴収条件および金額を以下のとおり改定いたします。

令和7年10月31日まで

同じ月に、同じ傷病で、5回以上時間外に受診した場合
時間外診療一部負担金を徴収

8,800円(税込)



令和7年11月1日より

緊急性がなく時間外に受診した場合、
初回から時間外選定療養費を徴収

5,500円(税込)

※他の保険医療機関からの紹介状がなく、初めて当院を受診される患者さんについては、
医科:7,700円 歯科:5,500円(初診時選定療養費)も併せて徴収いたします。

三次救急医療機関として適正な診療を行うため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

長崎大学病院 病院長

